

1 調査名称：（平生町）総合都市交通体系調査

2 調査主体：平生町

3 調査圏域：平生都市圏

4 調査期間：令和2年度

5 調査概要：

本業務は、山口県が定めた「都市計画道路の見直し方針(平成18年3月)山口県土木建築部都市計画課」に基づき、平生町における都市計画道路の必要性を検証・評価したうえで、廃止又は存続・変更検討路線（区間）に分けて整理を行い、都市計画道路の見直し方針策定を行うものとする。

I 調査概要

1 調査名称：（平生町）総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1 業務概要

- 1－1 業務目的
- 1－2 業務概要
- 1－3 業務対象位置図
- 1－4 設計業務項目及び数量
- 1－5 業務実施フロー
- 1－6 業務実施内容

2 検討対象路線（区間）の抽出

- 2－1 都市計画道路の課題の整理
- 2－2 検討対象路線（区間）の抽出

3 必要性の検証・評価

- 3－1 検討対象路線（区間）の必要性の検証
- 3－2 必要性の評価

4 見直し方針の策定

- 4－1 廃止理由の整理
- 4－2 課題解消に向けた検討
- 4－3 道路網として検証

3 調査体制

委員会等の設置なし

4 委員会名簿等：

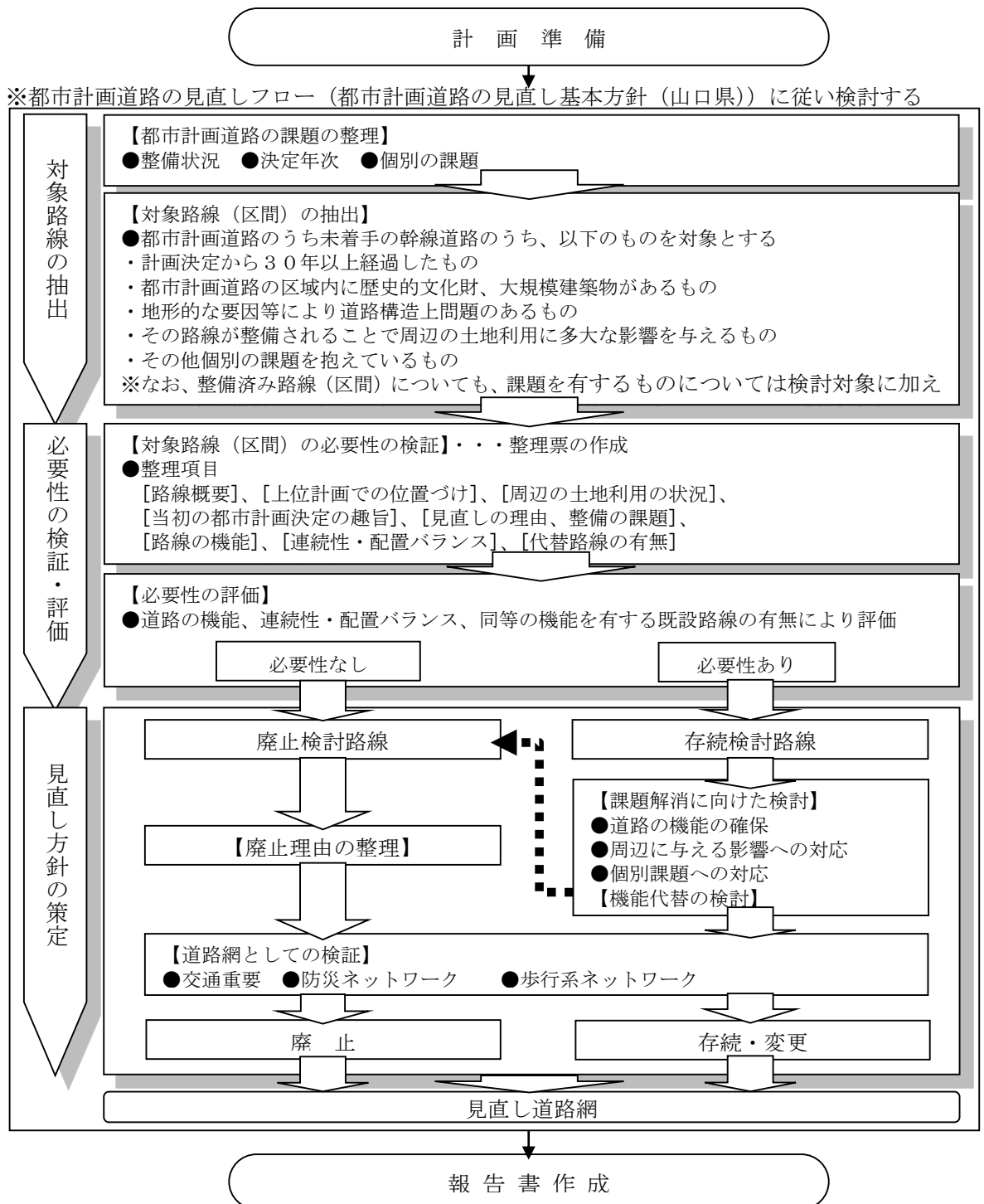
委員会等の設置なし

II 調査成果

1 調査目的

平生町の現状や将来見通しに整合したまちづくりの実現に向け、全町的な長期未着手都市計画道路の今後の方向性を検討するため、見直しの必要な路線について基礎資料の作成を行うものである。

2 調査フロー



3 調査圏域図

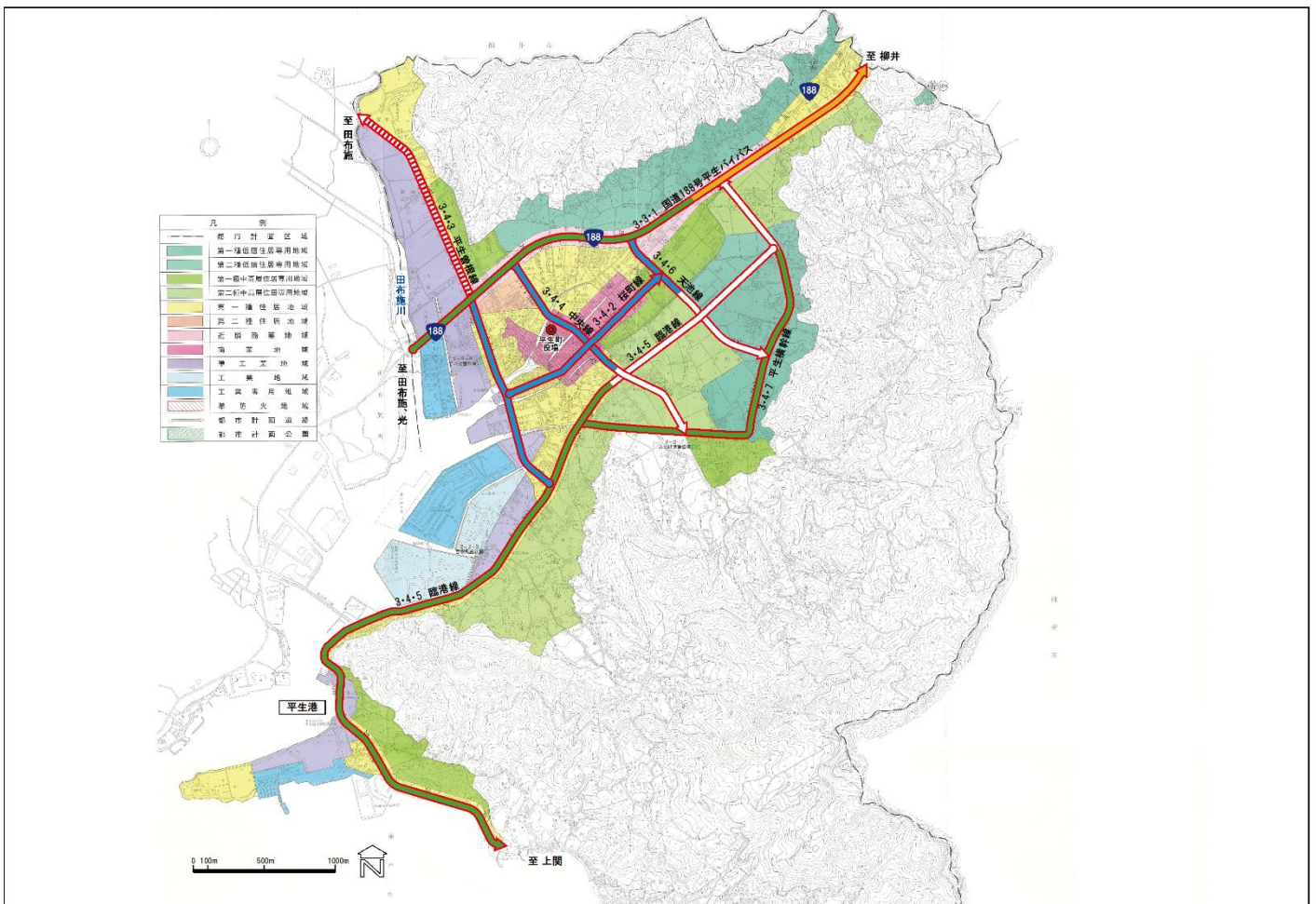


4 調査成果

令和3年3月31日現在、平生町の都市計画道路（幹線街路）は7路線、総延長19.88kmが計画決定されており、令和3年3月時点の整備率（整備済み＋事業決定）は34.1%となっている。

なお、7路線のうち全線整備済みは1路線のみで、残りの6路線は未着手区間が含まれている。

都市計画道路の名称		決定権者	都市計画決定の経緯		幅員(m)	車線数	計画延長(m)	整備済み(m)	事業決定区間(m)	未着手		
			当初決定	最終変更						(m)	現道あり(m)	現道なし(m)
番号	名称											
3・3・1	国道188号平生バイパス	県	S49.1.25	R2.2.21	27.00	4	3,100		2,230	870		870
3・4・2	桜町線	県	S49.1.25	S49.1.25	18.00	2	1,340	1,340				
3・4・3	平生曾根線	県	S49.1.25	S49.1.25	16.00	2	2,790	1,300		1,490	1,490	
3・4・4	中央線	県	S49.1.25	S49.1.25	18.00	2	1,620	900		720		720
3・4・5	臨港線	県	S49.1.25	S49.1.25	18.00	2	6,480			6,480	5,080	1,400
3・4・6	天池線	県	S49.1.25	S49.1.25	18.00	2	1,360	500		860		860
3・4・7	平生横幹線	県	S49.1.25	S49.1.25	16.00	2	3,190		500	2,690	2,030	660
幹線街路計							19,880	4,040	2,730	13,110	8,600	4,510



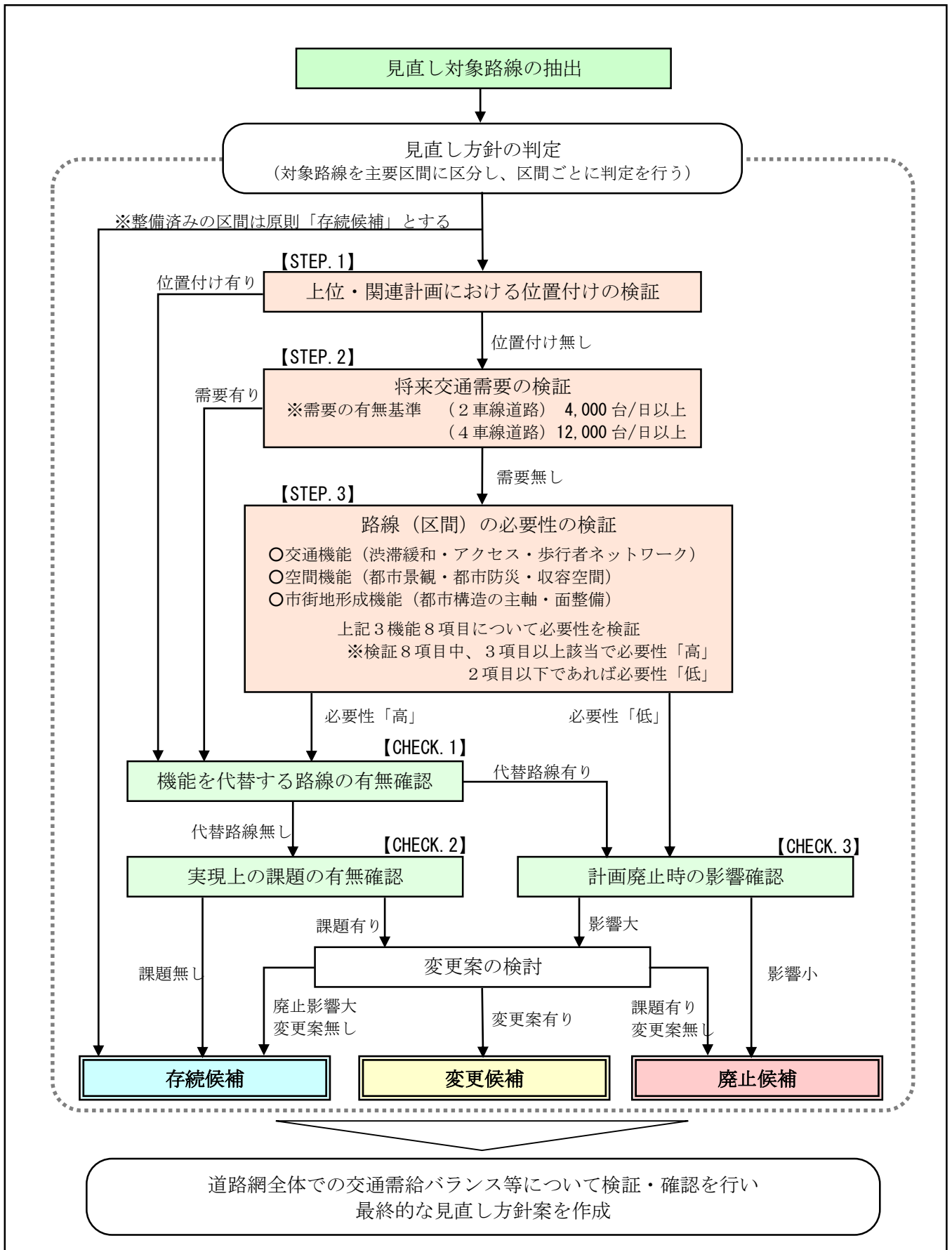
「都市計画道路の見直し基本方針」(H18.3 山口県都市計画課)に基づき検討対象路線を抽出するとともに、上位計画における位置づけや都市計画道路がもつ多様な機能の観点からみた課題等について個別路線ごとに整理し、路線毎にカルテ形式でとりまとめた。

ただし、カルテにおける各機能に関する必要性判定の部分は、路線全体を下表の評価項目で判断しているため、今後の見直し検討を行ううえで更に詳細な情報で確認する必要がある。

路線の必要性の検証項目

- 路線概要
- 上位計画での位置づけ
- 周辺の土地利用の状況
- 当初の都市計画決定の趣旨
- 見直しの理由、整備の課題
- 路線の機能
- 道路の連続性、配置バランス
- 機能を代替する路線の有無

都市計画道路見直しの方針は、以下の判定フローにより検証・評価する。



【STEP. 1】 上位・関連計画における位置付けの検証

現在及び将来の社会情勢等に即した、これから目指すべき都市計画との整合性を検証するため、今後のまちづくりの方向性を示した上位・関連計画において、検討対象路線（区間）が、重要路線等、計画の方針に位置付けられているかを確認する。

（具体判定基準）

「平生都市計画区域マスタープラン」において、主要・広域連携機能を持つ「広域幹線道路」及び「地域幹線道路」に位置付けられている路線（区間）については『必要性有り』と判定する。（※「都市内骨格道路」については、今後のまちづくりの方向性により区域等が流動的となる可能性が残るため位置付けの対象からは除外する。）

また、「第四次平生町総合計画」において、路線名（区間名や交差点名）を挙げて、整備（改良）推進を明記されている区間についても「位置付け有り」と判定する。

【STEP. 2】 将来交通需要の検証

都市計画道路の主要機能となる「都市内交通の円滑処理」に鑑み、検討対象路線（区間）において、将来的な交通需要が見込まれているかについて、他の必要性検証項目とは分けて（単独評価項目として）確認する。

（具体判定基準）

将来交通量推計結果（R12年・フルネットケース）により、検討対象路線（区間）の将来推計交通量を確認し、2車線計画道路で4,000台/日以上、4車線計画道路で12,000台/日以上であれば『必要性有り』と判定する。

【STEP. 3】 路線（区間）の必要性の検証

将来交通需要は少ない路線（区間）であっても、その他の多面的な機能においてどのような必要性が認められるか、路線（区間）機能全般の必要性について確認する。

（具体判定基準）

検討対象区間ごとに、以下の3機能8項目（県の見直し基本方針に準拠）について、必要性の検証を行う。

機能	検証項目	判定概要・基準等
交通機能	渋滞緩和機能	道路整備により、山口県道路渋滞対策部会が指定する主要渋滞箇所（区間）の渋滞緩和につながると想定される区間については「必要性有り」
	アクセス機能	隣接市町や公共公益拠点（市役所、小中学校等）への直接的・広域的な主要アクセス機能があれば「必要性有り」
	歩行者ネットワーク	小中学校の通学路となる区間については「必要性有り」
空間機能	都市景観機能	対象道路に植樹帯が計画されていて道路緑化につながるなど、道路整備により都市景観の向上につながる場合は「必要性有り」（景観計画は未策定）
	都市防災機能	緊急輸送路や避難路に該当、また、住宅地における延焼防止機能・消防活動困難区域の解消機能が確認できれば「必要性有り」
	収容空間機能	公共下水道計画において、汚水幹線（支線）が整備済み、または、今後の整備計画がある路線（区間）については「必要性有り」
市街地形成機能	都市構造の主軸	主要・広域幹線道路など、将来の都市構造において主軸となる路線（区間）については「必要性有り」
	面整備	土地区画整理事業など、検討対象路線（区間）と併せた面的な整備が予定されている計画があれば「必要性有り」

表 路線(区間)の必要性の検証項目

交通需要は少ないものの、その他で多面的な機能を持つ路線（区間）を評価するものとし上記8項目のうち、3項目以上で必要性が確認できたものを『必要性が高い』と判定する。

【CHECK. 1】機能を代替する路線の有無確認

整備の必要性有り・必要性が高いと判定された路線（区間）について、その路線（区間）に求められている機能を代替することができる既存の路線があるかどうかの確認を行う。

機能代替可能な既存道路が無ければ、対象の計画路線（区間）は「存続候補」として判定し、機能代替可能な既存道路がすでに有るのであれば、新たに道路を整備する必要性が無くなるため、対象の計画路線（区間）は「廃止候補」として判定する。

【CHECK. 2】実現上の課題の有無確認

上記の【CHECK. 1】において「存続候補」と判定された路線（区間）について、計画を存続し、今後、実際に整備を実現していく上での課題があるかどうかの確認を行う。

「文化財等への支障」「道路構造的課題」「ネットワーク上の課題」「補償家屋数の増大など事業費上の課題」などの有無について確認し、実現上の課題が無ければ「存続候補」として判定する。

なお、実現上の課題が認められた場合には、その課題を解消・回避するための変更計画案について検討を行って、変更案が有れば「変更候補」として判定し、課題を解消する案が確立できない場合は「廃止候補」として判定する。

【CHECK. 3】計画廃止時の影響確認

整備の必要性が低いと判定された路線（区間）について、その路線（区間）を廃止した場合の影響について確認を行う。

廃止による「周辺道路への将来交通需要の分散影響（現道の交通容量不足）」「道路（歩道）ネットワークの連続性確保への影響」「上位関連計画内容との不整合」などについて確認し、廃止時の影響が小さければ「廃止候補」として判定する。

なお、廃止時の影響が大きければ、その影響を回避・最小化するための変更計画案について検討を行って、変更案が有れば「変更候補」として判定し、影響を回避する案が確立できない場合は「存続候補」として判定する。

最終的な見直し方針案の作成

都市計画道路は道路網として連続することにより機能を発揮するものであり、各路線の見直し方針の策定にあたっては、都市全体の道路網（ネットワーク）として検証することが必要であることから、道路網全体での交通需給バランス等について検証・確認を行い、最終的な見直し方針案を作成する。

